

# フロン類算定漏えい量の報告に用いる フロン類の種類及び地球温暖化係数（GWP） 並びに事業分類について

令和 6 年 4 月

2023（令和 5）年 4 月から、新たなフロン類 GWP 告示<sup>※1</sup>が施行され、フロン類の種類が追加されるとともに、算定漏えい量の算定及び報告に用いる地球温暖化係数（GWP）<sup>※2</sup>の値が変更されました。令和 6 年度（2023（令和 5）年度実績）以降に行う算定漏えい量の算定において用いるフロン類の種類及び GWP は、令和 5 年度の報告までに用いたフロン類の種類及び GWP は異なっています。算定漏えい量の算定を行う際は、十分に御注意ください。詳しくは、下記【1】を御参照ください。

また、日本標準産業分類<sup>※3</sup>についても 2023（令和 5）年 6 月に改定され、2024（令和 6）年 4 月から、一部事業の事業コード及び事業名が変更されました。令和 6 年度（2023（令和 5）年度実績）以降に行う算定漏えい量の報告において用いる事業コード、事業名についても御確認をお願いします。詳しくは【2】（4 頁）を御参照ください。

## ※ 1 : フロン類 GWP 告示

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第 1 条第 3 項及び第 14 条第五号の規定並びにフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第 2 条第三号の規定に基づき、国際標準化機構の規格 817 等に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数を定める件（令和 5 年経済産業省、環境省告示第 3 号）

## ※ 2 : 地球温暖化係数（GWP）

CO<sub>2</sub>を 1 とした場合の温室効果の強さを示す値。

## ※ 3 : 日本標準産業分類

統計法第 28 条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和 5 年総務省告示第 256 号）

## [1] 算定に用いるフロン類の種類及び GWP

表 1 及び表 2 に示すフロン類の種類及び GWP を使用してください。

表 2（混合冷媒）のうち、黄色網掛けの冷媒が新たに追加されました。

### 2024（令和 6）年度以降に算定する算定漏えい量で用いるフロン類の種類及び GWP（1/2）

表 1 単一冷媒

	フロン類の種類	GWP		フロン類の種類	GWP
1	R-11	4,660	11	R-124	527
2	R-12	10,200	12	R-125	3,170
3	R-13	13,900	13	R-134a	1,300
4	R-22	1,760	14	R-141b	782
5	R-23	12,400	15	R-142b	1,980
6	R-32	677	16	R-143a	4,800
7	R-113	5,820	17	R-152a	138
8	R-114	8,590	18	R-227ea	3,350
9	R-115	7,670	19	R-236fa	8,060
10	R-123	79	20	R-245fa	858

※上表に記載がない単一冷媒は、フロン類の種類：「その他単一冷媒」とし、GWP は「0」です。

表 2 混合冷媒

	フロン類の種類	GWP		フロン類の種類	GWP
1	R-401A	1,130	33	R-417A	2,130
2	R-401B	1,240	34	R-417B	2,740
3	R-401C	876	<b>35</b>	<b>R-417C</b>	<b>1,640</b>
4	R-402A	2,570	36	R-418A	1,690
5	R-402B	2,260	37	R-419A	2,690
6	R-403A	1,320	<b>38</b>	<b>R-419B</b>	<b>2,160</b>
7	R-403B	986	39	R-420A	1,380
8	R-404A	3,940	40	R-421A	2,380
9	R-406A	1,780	41	R-421B	2,890
10	R-407A	1,920	42	R-422A	2,850
11	R-407B	2,550	43	R-422B	2,290
12	R-407C	1,620	44	R-422C	2,790
13	R-407D	1,490	45	R-422D	2,470
14	R-407E	1,420	<b>46</b>	<b>R-422E</b>	<b>2,350</b>
15	R-407F	1,670	47	R-423A	2,270
<b>16</b>	<b>R-407G</b>	<b>1,330</b>	48	R-424A	2,210
<b>17</b>	<b>R-407H</b>	<b>1,380</b>	49	R-425A	1,430
<b>18</b>	<b>R-407I</b>	<b>1,340</b>	50	R-426A	1,370
19	R-408A	3,260	51	R-427A	2,020
20	R-409A	1,480	<b>52</b>	<b>R-427B</b>	<b>2,320</b>
21	R-409B	1,470	<b>53</b>	<b>R-427C</b>	<b>1,960</b>
22	R-410A	1,920	54	R-428A	3,420
23	R-410B	2,050	55	R-429A	14
24	R-411A	1,560	56	R-430A	105
25	R-411B	1,660	57	R-431A	40
26	R-412A	1,730	58	R-434A	3,080
27	R-413A	1,140	59	R-435A	28
28	R-414A	1,370	60	R-437A	1,640
29	R-414B	1,270	61	R-438A	2,060
30	R-415A	1,470	62	R-439A	1,830
31	R-415B	544	63	R-440A	156
32	R-416A	975	64	R-442A	1,750

※黄色網掛けは今回の改正により新たに追加されたフロン類の種類です。

2024（令和6）年度以降に算定する算定漏えい量で用いるフロン類の種類及びGWP（2/2）

表2 混合冷媒（つづき）

	フロン類の種類	GWP		フロン類の種類	GWP
65	R-444A	88	90	R-459B	142
66	R-444B	295	91	R-460A	1,910
67	R-445A	117	92	R-460B	1,240
68	R-446A	460	93	R-460C	694
69	R-447A	571	94	R-461A	2,570
70	R-447B	714	95	R-462A	2,060
71	R-448A	1,270	96	R-463A	1,380
72	R-449A	1,280	97	R-464A	1,240
73	R-449B	1,300	98	R-465A	142
74	R-449C	1,150	99	R-466A	696
75	R-450A	546	100	R-468A	146
76	R-451A	133	101	R-500	7,560
77	R-451B	146	102	R-501	3,870
78	R-452A	1,940	103	R-502	4,790
79	R-452B	676	104	R-507A	3,990
80	R-452C	2,020	105	R-508A	4,840
81	R-453A	1,640	106	R-508B	5,700
82	R-454A	237	107	R-509A	774
83	R-454B	467	108	R-512A	196
84	R-454C	146	109	R-513A	572
85	R-455A	146	110	R-513B	540
86	R-456A	626	111	R-515A	402
87	R-457A	138	112	R-515B	298
88	R-458A	1,560	113	R-516A	130
89	R-459A	460			

114

その他  
混合冷媒

混合冷媒中の表1のフロン類の種類欄に掲げる物質ごとに、国際標準化機構の規格5149-1に定めのある混合冷媒については、同規格に基づく当該混合冷媒中の物質の混和の質量の割合に、それ以外の混合冷媒については、当該混合冷媒中の物質の混和の質量の割合に、当該物質に係る基づく当該物質の混和の割合に係る表1のGWP欄に掲げる係数を乗じて得られる値を算定し、当該物質ごとに算定した値を合計して得た値（1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た値）

※黄色網掛けは今回の改正により新たに追加されたフロン類の種類です。

（出典）フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第1条第3項及び第14条第五号の規定並びにフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第2条第三号の規定に基づき、国際標準化機構の規格817等に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数を定める件（令和5年経済産業省、環境省告示第3号）

## 【2】報告に用いる事業コード・事業名

日本標準産業分類の令和5年6月改定（令和6年4月施行）に伴い、一部の事業について事業コード及び事業名が変更されました。

変更された主な事業の例を表3に示します。表3以外の事業においても、事業コード又は事業名が変更されている事業がありますので、**算定漏えい量の報告に際して、事業コード及び事業名の御確認をお願いします。**

なお、日本標準産業分類の改定に伴う事業コード等の変更は、フロン法に基づく報告のほか、省エネ法及び温対法に基づく報告においても適用されます。

表3 日本標準産業分類の改定に伴い変更された事業コード、事業名の一部

改定後（令和6年4月以降）			改定前（令和6年3月まで）	
中分類	事業コード	事業名	事業コード	事業名
10 飲料・たばこ・飼料製造業	1022	発泡性酒類製造業	1022	ビール類製造業
	1024	醸造酒類製造業（果実酒、清酒を除く。）	1024	蒸留酒・混成酒製造業
	1025	蒸留酒類製造業		
	1026	混成酒類製造業		
33 電気業	3311	発電業		(新設)
	3312	送配電業		
	3313	電気小売業		
	3314	電気卸供給業		
		(廃止)		
	3311	発電所		
	3312	変電所		
34 ガス業	3411	ガス製造業	3411	ガス製造工場
	3412	ガス導管業	3412	ガス供給所
	3413	ガス小売業		(新設)
56 各種商品小売業	5611	百貨店	5611	百貨店、総合スーパー
	5621	総合スーパーマーケット		
	5631	コンビニエンスストア	5891	コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）
	5641	ドラッグストア	6031	ドラッグストア
	5651	ホームセンター	6091	ホームセンター
	5661	均一価格店		(新設)
58 飲食料品小売業	5811	食料品スーパーマーケット	5811	各種食料品小売業
	5819	その他の各種食料品小売業		
	5891	牛乳小売業	5892	牛乳小売業
	5892	飲料小売業（別掲を除く）	5893	飲料小売業（別掲を除く）
60 その他の小売業	6031	医薬品小売業（薬局を除く）	6032	医薬品小売業（調剤薬局を除く）
	6032	薬局	6033	調剤薬局
	6033	化粧品小売業	6034	化粧品小売業

※黄色網掛けは今回の改正により変更された事業コード又は事業名です。

※上表は、今回の改正により変更された事業のうち一部の事業のみを掲載しています。これらの他にも変更された事業コード及び事業名がありますので、報告に際しては事業コード、事業名の御確認をお願いします。

【参考】総務省ウェブサイト 日本標準産業分類（令和5年6月改定、令和6年4月1日施行）ページ  
[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm)